

倫理規程

株式会社 R-CORPORATION（以下「評価機関」という）の担当職員（以下「職員」という）及び評価調査員として、知識と専門性の維持がその職責であるだけでなく、調査対象事業所と利用者及びその家族並びに事業所職員の利益に密接に関連していることに鑑み、本規程を制定し、評価機関及び職員並びに評価調査員として本規程を遵守する。

（調査の目的）

1. 評価機関及び職員並びに評価調査員は、調査の目的が「事業所のサービスの質の向上」にあることを十分に認識した上で調査業務にあたるものとする。

（公正・中立）

2. 評価機関及び評価調査員は、調査対象事業者に対して、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要綱第3条の「評価機関の責務」を遵守し、公正・中立な立場で調査を行うことを旨とする。

もし、調査対象事業所となんらかの利害関係等がある場合には、調査を行う前に自主的に申し出て、その調査に参加しない。

（評価基準に基づいた調査）

3. 評価調査員は、その調査に当り、調査員自身の信条や信念、考え方により調査するものではなく、評価基準に基づき調査するものとする。

（調査協力の強要禁止）

4. 評価調査員は、その調査に当り、利用者及びその家族に対し調査の強要を禁止する。

（権利擁護・プライバシー保護）

5. 評価機関及び評価調査員は、調査対象の事業所の利用者及びその家族の権利擁護・プライバシー保護を十分に配慮した調査をする。特に調査結果の報告にあたっては、個人が特定されるような記入がされないように配慮したうえで報告するものとする。

（守秘義務）

6. 評価機関及び職員並びに評価調査員は、その評価調査により知り得たことを他に漏らしてはならない。職員及び評価調査員にあつては、退職後も同様とする。

(目的外の利用禁止)

7. 情報の収集は評価に必要な最小限の情報のみとし、収集した情報は、事業所の評価以外には使用しない。

(情報の持ち出し禁止及び情報の管理義務)

8. 事前の提出資料を除き、情報は原則として訪問調査の際、現地で確認するものとして持ち帰らない。必要ときは事業所の同意を得るものとする。

また、個人情報の漏洩・滅失及び損傷の防止、その他個人情報の適切な管理のために、施錠管理等必要な措置を講じるものとする。

(虐待等の通報義務)

9. 評価機関及び評価調査員は、調査段階において、明らかに法令に違反した虐待等の事実を確認したときは、個人の生命、身体または財産の保護のために、緊急且つやむを得ないと認められる時は、その状況改善に対応する監督行政機関に速やかに通報する義務を負うものとする。

(協働しての調査)

10. 評価調査員は、協働して調査に当たるもので、個人情報を得る目的として調査するものでないことを十分に認識して調査を実施するものとする。

調査結果は、担当した調査員全員の合議の上で報告書を作成する。

(身分証明書の携帯と提示)

11. 評価調査員は調査に当たり、当該事業所に対して評価機関が発行する身分証明書を必ず携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(金品授受の禁止)

12. 評価機関及び職員並びに評価調査員は、調査対象事業者から評価料金以外の金品の授受をしてはならない。

(相談・苦情窓口の設置)

13. 評価機関は、本評価事業に関する相談・苦情の受付窓口を設置し、適切且つ迅速に対応することとする。

附則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

以上